

令和7年第5回下呂市議会定例会

提出議案目録

報第 9号	放棄した債権の報告について……………	3
報第10号	健全化判断比率の報告について……………	5
報第11号	資金不足比率の報告について……………	6
報第12号	一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について……………	7
承第 5号	専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）…	36
承第 6号	専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第5号））…	49
諮第 6号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	57
同第 6号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	58
同第 7号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	59
同第 8号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	60
同第 9号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	61
同第10号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	62
同第11号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	63
同第12号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	64
同第13号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	65
同第14号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	66
同第15号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	67
同第16号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	68
同第17号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	69
同第18号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	70
同第19号	下呂市農業委員会委員の任命について……………	71
議第76号	損害賠償の額を定めることについて……………	72
議第77号	財産の取得について……………	73
議第78号	坂本線2災害復旧工事請負契約の変更契約の締結について……………	76
議第79号	令和7年度下呂市一般会計補正予算（第6号）…	78
議第80号	令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）…	86
議第81号	下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について……………	92
議第82号	下呂市職員の育児休業等に関する条例及び下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について……………	104
議第83号	下呂市基金条例の一部を改正する条例について……………	116
議第84号	下呂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について……………	120

議第 85号	下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について……………	130
議第 86号	令和7年度下呂市一般会計補正予算(第7号)……………	別冊
議第 87号	令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)…	別冊
議第 88号	令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)……………	別冊
議第 89号	令和7年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)・	別冊
議第 90号	令和7年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)……………	別冊
議第 91号	令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算(第3号)・	別冊
議第 92号	令和7年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算(第1号)……………	別冊
議第 93号	令和7年度下呂市学校給食費特別会計補正予算(第1号)……………	別冊
議第 94号	令和7年度下呂市水道事業会計補正予算(第1号)……………	別冊
議第 95号	令和7年度下呂市立金山病院事業会計補正予算(第1号)……………	別冊
	令和6年度下呂市一般会計及び特別会計決算の認定について……………	134
認第 1号	令和6年度下呂市一般会計決算の認定について……………	別冊
認第 2号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算の認定について…	別冊
認第 3号	令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について……………	別冊
認第 4号	令和6年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算の認定について・	別冊
認第 5号	令和6年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)決算の認定について……………	別冊
認第 6号	令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)決算の認定について・	別冊
認第 7号	令和6年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について……………	別冊
認第 8号	令和6年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について……………	別冊
	令和6年度下呂市公営企業会計決算の認定について……………	135
認第 9号	令和6年度下呂市水道事業会計決算の認定について……………	別冊
認第 10号	令和6年度下呂市下水道事業会計決算の認定について……………	別冊
認第 11号	令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について……………	別冊
認第 12号	令和6年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について……………	別冊

放棄した債権の報告について

下呂市債権管理条例（平成29年下呂市条例第22号）第16条第1項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

債権の名称 (担当部署)	放棄事由	人数 (人)	件数 (件)	金額(円)	放棄年月日
市営住宅使用料 (まちづくり推進課)	第4号	1	26	535,860	令和7年3月27日
	第7号	1	6	87,600	
	計	2	32	623,460	
経営安定資金融資 保証料補給金返還金 (商工課)	第4号	1	1	9,700	令和6年11月21日
水道料金 (水道課)	第3号	2	14	16,422	令和7年3月27日
合計		5	47	649,582	

※ 件数は、月単位で発生した債権は月単位で、年度単位で発生した債権は年度単位で累計

令和7年9月2日提出

下呂市長 山内 登

放棄事由の概要

下呂市債権管理条例第16条第1項

- 第1号 消滅時効に係る時効期間の満了
- 第2号 相続に係る限定承認があった場合で相続財産からの弁済見込なし
- 第3号 相続人不存在又は相続放棄
- 第4号 破産免責等
- 第5号 強制執行後の無資力
- 第6号 徴収停止後の期間経過
- 第7号 生活保護受給者又はこれに準ずる者
- 第8号 債権の存在につき法律上の争いがある場合に勝訴の見込みがない

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に係る健全化判断比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
下呂市の比率	—	—	10.7	—
早期健全化基準	12.89	17.89	25.0	350.0

- ・実質赤字比率欄及び連結実質赤字比率欄の「—」は赤字額がないことを表す。
- ・将来負担比率欄の「—」は比率が算定されないことを表す。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山内 登

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に係る資金不足比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0
下水道事業会計	－	20.0
下呂温泉合掌村事業会計	－	20.0
金山病院事業会計	1.5	20.0

資金不足比率欄の「－」は資金不足額がないことを表す。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山内 登

報第 12 号

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

令和6年度
事業報告書及び収支決算書

一般財団法人 下呂ふるさと文化財団

令和6年度一般財団法人下呂ふるさと文化財団事業報告

1. 下呂交流会館指定管理事業

一般財団法人下呂ふるさと文化財団は、令和6年度から令和10年度までの5年間について引き続き下呂交流会館指定管理者として指定をいただくこととなりました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へと変更されてから2年が経過しようとするなか、利用人数も徐々に増加しています。

令和6年度の累計利用者数は63,133人、対前々年比で8,855人の増、対前年比では2,423人の増となり、令和元年度比713人の減、比率98.9%となりました。また、累計宿泊者数は7,116人、対前々年比で1,893人の増、対前年比では248人の減となり、令和元年度比988人の減、比率87.8%となりました。

また、利用料とその他料金を合わせた累計額は16,357,025円、対前々年比で3,706,658円の増、対前年比では934,986円の増、令和元年度比1,466,042円の増、比率109.8%となり、昨年度に続きコロナ前を上回りました。

利用実績等を活用した利用誘致と利用促進、イベントの周知については情報紙アクティブタイムズや会館ホームページ、ケーブルテレビやメールマガジンによる広報活動を行うことで交流人口の増加に努め、また、下呂温泉観光協会が市内の関連団体とともに毎月開催する誘致宣伝委員会には、大型コンベンションの開催可能な施設として参加し、情報の発信及び共有を行いました。

利用実績のうち宿泊人数が100人を超える規模の利用は、「全国卓球強化練習会（富田高等学校卓球部）」、「下呂強化交流大会（美濃加茂高校男子バスケットボール部）」、「下呂温泉卓球大会（下呂温泉卓球交流会）」、「2024GNカップバスケットボール大会（GERO NORTH）」、「KUMACUP [バスケットボール]（Gクラブ）」、「JFA バーモンドカップ全日本U-12フットサル選手権（岐阜県サッカー協会）」、「益田カップ（下呂市バスケットボール協会）」、「TAKAYAMACUPin 下呂 [バスケットボール]（Gクラブ）」、「ミズノカップ（美濃加茂高校男子バスケットボール部）」、「第48回全国高等学校総合文化祭書道部門」、「オーガストマッチ（美濃加茂高校男子バスケットボール部）」、「U18日清食品東海ブロックリーグバスケットボール競技会（東海バスケットボール協会）」、「U18日清食品トップリーグ2024（日本バスケットボール協会）」、「清流の国ぎふ文化祭2024フォークダンスフェスティバル（下呂市役所地域振興課）」、「卓球交流会（下呂温泉卓球交流会）」、「第17回岐阜県ママさんバレーボールことぶき大会（岐阜県ママさんバレーボール連盟）」、「年末下呂交流大会（美濃加茂高校男子バスケットボール部）」、「益田ウインターカップ（下呂市バスケットボール協会）」がありました。

下呂交流会館管理運営費については、燃料価格の高騰、円安、物価高などの諸要因を受け、日常での節約に努めました。特に電気料金については、使用していないエリアの照明を落とす、電力デマンドの監視を行う等の節電対策を行うとともに、環境への配慮の観点から令和6年度から電力契約形態「RE100電力メニュー」についての取り組みを開始しました。また、維持管理面では、泉ホールのスプリンクラー設備や温アリーナのロールスクリーンの故障をはじめ、空調設備やその他の設備機器の故障等が多々あり、年々増え続けている傾向にあります。

危機管理面では、重大な事故等はありませんでしたが、10月17日に行われた「下呂市総決起集会（自由民主党下呂市支部）」には岸田元首相が来館され岐阜県警による厳重警備体制がひかれ、職員もその対応に追われました。また、3月1日（土）に開催した「プリンス・ガラ+」の公演中に、停電という思わぬトラブルに見舞われましたが、真っ暗闇の中でも演奏を続けられたピアニストお二人に助けられ、その後、非常灯が点灯し、来場された方々にも大きな混乱もなく無事に公演を終えるこ

とが出来ました。

下呂市と交した避難所開設に関する「覚書」の期限が令和5年度末で切れたため、新たな指定期間について覚書を交わしました。また、「災害時における施設利用等に関する取り決め」の中で、ペットとの同行避難が想定される場合について、「ペットの係留場所」の項目を追加しました。

下呂交流会館自主事業については、市民の文化芸術の振興、地域の活性化及びさまざまな交流促進を図るための事業を実施するため、自主事業のラインナップを「鑑賞型」「普及啓発型」「地域貢献型」の事業形態別に整理し、各事業には「開館15周年記念事業」の冠をつけ、事業効果、費用対効果の観点から振り返りをしながら次の事業を開催しました。

鑑賞型では、

- ①「歌謡ビッグステージ」
- ②「かぶりっちょファミリーコンサート」
- ③「下呂オバケヤシキフェス」(台風の影響により中止)
- ④「南こうせつコンサートツアー2024」
- ⑤「泉ホールのとっておき SINONコンサート」
- ⑥シナジーナイト「つじいたかこ&なかじまひろし」
- ⑦シナジーナイト「HEAVEN 同窓会ライブ」
- ⑧シナジーナイト「K a r m a n カルマン」
- ⑨シナジーナイト「伊藤智美ギターコンサート 月夜の雨音」
- ⑩「アクティブ 春の映画まつり (6作品)」

追加共催事業として

- ⑪「ダ・カーポ デビュー50周年記念コンサート」

普及啓発型では、

- ⑫「井戸端会議 2024 (演劇系)」(①アラジン・アナと雪の女王)
- ⑬「井戸端会議 2024 (クラシック系)」(①キーウ・クラシック・バレエ、②愛知室内オーケストラ)

追加事業として

- ⑭「プリンス・ガラ+

地域貢献型では、

- ⑮まめ1ライブ「オープンマイク 2025 The Final Session！」
- ⑯「Touch! スタインウェイ 2024」(ピアノ体験)

これらの事業当日は、アクティブサポーターズ「もてなし隊」「たくみ隊」のご協力をいただきながら開催しました。

2. ふるさと文化振興事業（財団独自事業）

基本財産運用収入により実施するふるさと文化振興事業については、市内の地域文化・伝統文化、歴史などをテーマにした「ふるさと講座」として[第58回ふるさと講座 益田の木地師たち]、市内の歴史的見どころを探訪する「歴史探訪」として[下呂歴史探訪XVII 小坂地区]、「鑑賞会」として[下呂インターナショナルサマージャズスクール]、[大宇宙の法則に従い、天才たちが集う]、[ハートビート下呂 2024 地域創生物語]、[小池昌弘 展]の4企画を開催しました。また、市内で独自に文化事業に取り組む団体や新たな文化・芸術の定着を目指す団体等に対して、「ふるさと文化振興助成金」の前期分として[下呂市民吹奏楽団 第18回下呂市吹奏楽祭]に対して助成金の交付を行いました。

令和6年度 理事会・評議員会 議決事項等

	提出日	議決日	内 容
監 査	5月7日	5月7日	・決算監査（令和5年度事業報告書及び収支決算ほか）
第1回 理事会	5月9日	5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 事業報告及び収支決算報告の承認について ・令和5年度 公益目的支出計画実施報告書の承認について ・令和6年度 定時評議員会の開催について ・令和6年度 ふるさと文化振興助成金の交付審査について ・代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について ・令和6年度 第1次補正予算について
第1回 評議員会	5月27日	5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 正味財産増減計算書及び貸借対照表並びにこれらの附属明細書の承認について ・評議員及び役員の選任について ・令和6年度 第1次補正予算について
第2回 理事会	6月4日	6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・代表理事の選任について ・業務執行理事の選任について
第3回 理事会	10月29日	10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度ふるさと文化振興助成金（後期分）の交付審査について ・代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について
第4回 理事会	3月11日	3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 事業計画および収支予算について ・令和6年度 第2回評議員会の開催について
第2回 評議員会	3月14日	3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 事業計画および収支予算について

一般財団法人下呂ふるさと文化財団 評議員、役員名簿

評 議 員 (任期 令和6年5月27日～令和10年5月定時評議員会)

氏 名	初回就任年月日
野村 勝	H24.4.1
松山 則樹	H28.5.27
中村 好一	R5.5.29

役員 監事 (任期 令和6年5月27日～令和10年5月定時評議員会)

氏 名	初回就任年月日
清水 幹男	R2.5.28
中谷 三男	R4.5.27

役員 理事 (任期 令和6年5月27日～令和8年5月定時評議員会)

役 職 名	氏 名	初回就任年月日
代 表 理 事	二村 文康	H24.4.1
業 務 執 行 理 事	松村 勝久	R6.5.27
理 事	田谷 諭志	R4.5.27
理 事	熊崎 敬子	H24.4.1
理 事	萼 富美子	H24.4.1
理 事	永田 光由	H30.5.28
理 事	林 利春	R5.5.29

<令和6年度実施事業>

1. 下呂交流会館の指定管理事業

(1) 会館の運営に関すること

- ①責任者ほか必要な人員の配置
- ②会館の利用申請の受付・許可
- ③利用料金の収受
- ④舞台設備の管理・操作
- ⑤広報・宣伝
- ⑥施設内のカフェ、自動販売機設置に関すること

(2) 施設等の維持管理に関すること

施設の適正な維持管理のため、清掃、施設・設備点検等の保守点検及び修繕、植栽保全等敷地内環境美化を行った。

- ①清掃業務
- ②建築物環境衛生管理点検報告業務
- ③電気・空調・給排水衛生設備管理
- ④施設・設備保守点検
- ⑤特殊建築物定期点検報告業務
- ⑥修繕
- ⑦植栽の管理
- ⑧駐車場の管理
- ⑨備品の管理
- ⑩施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保安管理を適切に行い、開館時間以外の時間帯については、オンラインセキュリティーシステムによる機械警備を行った。

(3) 事業の企画及び開催に関すること

形態	ジャンル	事業名	開催日
鑑賞型	歌謡(演歌)	①開館15周年記念「歌謡ビッグステージ」	7月20日(土)
	ミュージカル	②開館15周年記念 「かぶりっちょファミリーコンサート」	8月24日(土)
	ホラー体験 イベント	③開館15周年記念「下呂オバケヤシキフェス」	<u>台風の影響 により中止</u>
	フォーク	④開館15周年記念 「南こうせつコンサートツアー2024」	10月20日(日)
	ポップス	⑤開館15周年記念 泉ホールのとっておき「SINONコンサート」	3月28日(金)
	市民協働企画 シナジーナイト	⑥「つじいたかこ&なかじまひろし」	5月11日(土)
		⑦「HEAVEN 同窓会ライブ」	9月27日(金)
		⑧「Karmann カルマン」	12月13日(金)
		⑨「伊藤智美ギターコンサート 月夜の雨音」	3月7日(金)
	映画	⑩開館15周年記念 「アクティブ 春の映画まつり(6作品)」 『それいけ!アンパンマン』、『映画 すみっコぐらし』、『お終活 再春!』、『あまろっく』、『ウォンカとチョコレート工場のはじまり』、『ゴーストバスターズ フローズン・サマー』	3月20日(祝) ~22日(土)
フォーク (追加共催事業)	⑪開館15周年記念 「ダ・カーポ デビュー50周年記念コンサート」	7月25日(木)	
普及型	井戸端会議 (演劇系)	⑫開館15周年記念 劇団四季「アラジン」「アナと雪の女王」(東京都内)	10月9日(水) ~10日(木)
	井戸端会議 (クラシック系)	⑬-①開館15周年記念 「キーウ・クラシック・バレエ」(三重県)	12月22日(日)
		⑬-②開館15周年記念 「愛知室内オーケストラ」(愛知県)	2月8日(土)
	クラシカル・クロ スオーバー (追加事業)	⑭開館15周年記念「プリンス・ガラ+」	3月1日(土)
地域 貢献型 (参加・ 交流)	市民出演	⑮まめ1ライブ 「オープンマイク2025 The Final Session!」	3月21日(金) 公開
	ピアノ体験 イベント	⑯「Touch! スタインウェイ2024」	5月3日(祝) ~6日(振休)
その他	翌年度事業準備	翌年度以降の事業の企画・交渉・広報宣伝	通年

(4) 危機管理体制の整備、運用に関すること

- ①緊急時の対策及び防犯、防災対策、事故等の未然防止及び事故発生時の対応について、マニュアルに基づき、従事者に指導及び訓練を行う。
- ②災害等の発生時には、下呂市地域防災計画に基づく防災上重要な施設の管理者としての責務を果たす。
- ③利用者の安全を図るため設置された、自動体外式除細動器(AED)の日常の動作確認を行った。

(5) 市民協働

①市民協働による運営を行った。

- ・アクティブサポーターズ
 - たくみ隊 事業の企画・運営 (令和6年登録者 5人)
 - もてなし隊 ホールスタッフ (令和6年登録者 7人)
- ・ピアノ弾き込みボランティア (令和6年登録者 10人)

②下呂交流会館運営向上委員会

会館の利用者代表、行政、観光業代表により構成する下呂交流会館運営向上委員会を開催し、会館のより良い管理・運営を目指す。

*令和6年度は案件が無く、開催実績なし。

(6) 行政との連携

下呂市の担当部署及び関係部署と下呂交流会館による、下呂交流会館運営協議会を開催し、下呂交流会館のよりよい管理・運営を目指して行政との意見交換を行う。

*運営協議会としての開催はなく、アリーナ床改修工事や次年度指定管理料の協議のため定期的に担当課と多くの打ち合わせ会を行った。

(7) 誘致・宣伝・販売促進

①誘致・宣伝

下呂温泉観光協会が開催する誘致宣伝委員会に毎月出席し、情報の発信及び共有を行った。

②チケット販促 市内各地へ出向きポスター掲示、チラシの配布、イベントの紹介を行った。

(8) 定期刊行物による情報発信

交流会館でのイベントの周知のため情報発信を行った。

事業名	内容	頻度
定期刊行物による情報発信	広報紙の発行 アクティブタイムズ	毎月1回
会館ホームページの運営	イベント関連情報の随時更新	随時
ケーブルテレビによるイベント情報発信	情報提供番組「アクティブタイム」制作協力、出演	毎月1番組
メールマガジンによるイベント情報提供	下呂市LINE・メール配信サービスによる情報提供	随時

(9) その他

①視察の対応等はなし。

②会館の管理運営について市が必要と認める業務等はなし。

2. ふるさと文化振興事業（財団独自事業）

(1) 文化に関する研究会、講演会、鑑賞会等の開催

地域文化・伝統文化の保護・育成と、芸術の普及・向上、文化の創造のための事業を行った。

①講演会、見学会等

地域の文化について関心を高めるとともに理解を深め、私たちの「ふるさと」を再認識するための事業を行った。

形態	事業名	会場	時期
講演会等	ふるさと講座 「第58回ふるさと講座 益田の木地師たち」	下呂交流会館 マルチスタジオ	3月16日(日)
見学会	歴史探訪 「下呂歴史探訪XVII ～山林とともに生きてきた小坂の民の足跡をたどる～」	小坂地域	11月4日 (月・振休)

②鑑賞会等

芸術作品や音楽などの鑑賞会等

市内出身者や関係者による楽曲の製作や演奏会、美術などの展覧会の開催を行った。

形態	事業名	会場	時期
制作、 発表	鑑賞会等① 「下呂インターナショナルサマージャズスクール」	下呂交流会館 マルチスタジオ	6月15日(土)
	鑑賞会等② 「大宇宙の法則に従い、天才たちが集う」	下呂交流会館 泉ホール	7月21日(日)
	鑑賞会等③ 「ハートビート下呂 2024 地域創生物語」	下呂交流会館 泉ホール	9月21日(土)
	鑑賞会等④ 「小池昌弘 展」	下呂交流会館 メインエントランス	10月24日(木) ～31日(木)

(2) 地域文化及び伝統文化の育成援助

地域文化の発展のため、住民主体の文化的活動に対する助成を行った。

ふるさと文化振興助成金交付明細 1件

区分	団体名	行事名・活動名	助成金額	回数
前期	下呂市民吹奏楽団	「第18回下呂市吹奏楽祭」	70,000	2回目

(3) 文化資料及び芸術作品の調査研究と保護

地域の歴史、文化、自然についての調査、研究

形態	事業名
調査、研究	※対象事業なし

(4) 情報の発信や公開のため、財団のホームページの運営を行った。

形態	事業名
情報発信、公開	ホームページの運営 http://gero-furusato.jp

財 務 諸 表

自：令和 6年 4月 1日
至：令和 7年 3月 31日

〒509-2202
岐阜県下呂市森2270番地3

一般財団法人下呂ふるさと文化財団

代表理事 二村 文康

貸借対照表

令和 7年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	20,490,281	20,031,457	458,824
未収金	272,680	185,325	87,355
前払金	0	0	0
つり銭準備金	50,000	50,000	0
流動資産合計	20,812,961	20,266,782	546,179
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	846,000	846,000	0
投資有価証券	99,154,000	99,154,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2)特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3)その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	100,000,000	100,000,000	0
資産合計	120,812,961	120,266,782	546,179
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	13,969,958	11,683,066	2,286,892
未払消費税等	1,286,600	1,751,300	△ 464,700
預り金	87,000	98,000	△ 11,000
流動負債合計	15,343,558	13,532,366	1,811,192
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	15,343,558	13,532,366	1,811,192
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
下呂市出捐金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	5,469,403	6,734,416	△ 1,265,013
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	105,469,403	106,734,416	△ 1,265,013
負債及び正味財産合計	120,812,961	120,266,782	546,179

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,900,016	1,900,016	0
② 事業収益			
下呂交流会館指定管理事業収益	166,906,311	173,655,199	△ 6,748,888
ふるさと文化振興事業収益	237,000	229,000	8,000
③ 受取補助金等			
④ 雑収益			
受取利息	21,840	356	21,484
雑収益	895,036	200,048	694,988
経常収益計	169,960,203	175,984,619	△ 6,024,416
(2) 経常費用			
① 事業費			
給料手当	48,608,382	48,819,612	△ 211,230
臨時雇賃金	60,162	48,000	12,162
福利厚生費	9,153,047	8,980,574	172,473
旅費交通費	0	65,830	△ 65,830
通信運搬費	612,213	507,987	104,226
備品費	377,300	1,405,140	△ 1,027,840
消耗品費	1,689,912	2,296,892	△ 606,980
修繕費	8,621,441	11,960,917	△ 3,339,476
印刷製本費	2,314,990	2,159,182	155,808
燃料費	4,266,297	2,964,432	1,301,865
光熱水料費	19,676,093	18,139,201	1,536,892
賃借料	3,383,247	3,015,247	368,000
保険料	742,782	757,970	△ 15,188
諸謝金	50,116	22,274	27,842
租税公課	5,655,597	5,792,344	△ 136,747
支払負担金	31,600	31,600	0
支払補助金	70,000	100,000	△ 30,000
委託料	61,306,610	56,366,676	4,939,934
食糧費	220,731	561,114	△ 340,383
広告宣伝費	44,000	44,000	0
手数料	3,114,378	3,749,975	△ 635,597
施設整備費	0	7,219,905	△ 7,219,905
著作権使用料等	399,328	333,488	65,840
雑費	0	0	0
② 管理費			
役員報酬	270,000	200,000	70,000
会議費	4,725	3,885	840
旅費交通費	16,800	12,600	4,200
通信運搬費	24,126	9,754	14,372
印刷製本費	61,710	47,510	14,200
賃借料	30,945	34,280	△ 3,335
租税公課	325,160	325,126	34
手数料	27,130	3,830	23,300
委託費	36,394	21,460	14,934
雑費	30,000	23,000	7,000
経常費用計	171,225,216	176,023,805	△ 4,798,589
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,265,013	△ 39,186	△ 1,225,827
当期経常増減額	△ 1,265,013	△ 39,186	△ 1,225,827
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,265,013	△ 39,186	△ 1,225,827
当期一般正味財産増減額	△ 1,265,013	△ 39,186	△ 1,225,827
一般正味財産期首残高	6,734,416	6,773,602	△ 39,186
一般正味財産期末残高	5,469,403	6,734,416	△ 1,265,013
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	105,469,403	106,734,416	△ 1,265,013

正味財産増減計算書内訳表
令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合計
	ふるさと文化振興事業	下呂交流会館指定管理事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	0	0	1,900,016		1,900,016
事業収益					
下呂交流会館指定管理事業収益	0	166,906,311	0		166,906,311
ふるさと文化振興事業収益	237,000	0	0		237,000
雑収益					
受取利息	0	18,939	2,901		21,840
雑収益	0	895,036	0		895,036
経常収益計	237,000	167,820,286	1,902,917	0	169,960,203
(2) 経常費用					
事業費					
給料手当	0	48,608,382	0		48,608,382
臨時雇賃金	0	60,162	0		60,162
福利厚生費	0	9,153,047	0		9,153,047
旅費交通費	0	0	0		0
通信運搬費	4,040	608,173	0		612,213
備品費	0	377,300	0		377,300
消耗品費	113,121	1,576,791	0		1,689,912
修繕費	0	8,621,441	0		8,621,441
印刷製本費	187,590	2,127,400	0		2,314,990
燃料費	0	4,266,297	0		4,266,297
光熱水料費	0	19,676,093	0		19,676,093
賃借料	810,860	2,572,387	0		3,383,247
保険料	2,472	740,310	0		742,782
諸謝金	50,116	0	0		50,116
租税公課	0	5,655,597	0		5,655,597
支払負担金	0	31,600	0		31,600
支払補助金	70,000	0	0		70,000
委託料	1,064,460	60,242,150	0		61,306,610
食糧費	28,270	192,461	0		220,731
広告宣伝費	0	44,000	0		44,000
手数料	218,064	2,896,314	0		3,114,378
施設整備費	0	0	0		0
著作権使用料等	28,947	370,381	0		399,328
雑費	0	0	0		0
管理費					
役員報酬	0	0	270,000		270,000
会議費	0	0	4,725		4,725
旅費交通費	0	0	16,800		16,800
通信運搬費	0	0	24,126		24,126
印刷製本費	0	0	61,710		61,710
賃借料	0	0	30,945		30,945
租税公課	0	0	325,160		325,160
手数料	0	0	27,130		27,130
委託費	0	0	36,394		36,394
雑費	0	0	30,000		30,000
経常費用計	2,577,940	167,820,286	826,990	0	171,225,216
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,340,940	0	1,075,927		△ 1,265,013
当期経常増減額	△ 2,340,940	0	1,075,927		△ 1,265,013
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0		0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,340,940	0	1,075,927	0	△ 1,265,013
当期一般正味財産増減額	△ 2,340,940	0	1,075,927		△ 1,265,013
一般正味財産期首残高					6,734,416
一般正味財産期末残高					5,469,403
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0		0
指定正味財産期首残高					100,000,000
指定正味財産期末残高					100,000,000
III 正味財産期末残高					105,469,403

貸借対照表を会計区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高及び、指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高並びに正味財産期末残高は合計欄に記載している。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

重要な会計方針は次のとおりである。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……購入時の取得価額によっている。(償却原価法については、取得価額と債券金額との差額について重要性に乏しいため、適用していない。)
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (3) 退職給与の会計処理
外部拠出型の中小企業退職金共済制度に加入しており、当該制度に基づく拠出額を費用処理している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	846,000	0	0	846,000
投資有価証券(基)	99,154,000	0	0	99,154,000
小計	100,000,000	0	0	100,000,000
合計	100,000,000	0	0	100,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	846,000	(846,000)	(0)	—
投資有価証券(基)	99,154,000	(99,154,000)	(0)	—
小計	100,000,000	(100,000,000)	(0)	—
合計	100,000,000	(100,000,000)	(0)	—

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第121回 利付国債	99,154,000	104,155,300	5,001,300
合計	99,154,000	104,155,300	5,001,300

5. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

- (1) 実施事業資産は保有していないため、貸借対照表内訳表の作成を行わない。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

該当なし。

財 産 目 録

令和 7年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	普通預金 未収金 つり銭準備金	飛騨農協・十六銀行・ゆうちょ銀行・益田信用組合 南ひだ森林組合 外		20,490,281 272,680 50,000
流動資産合計				20,812,961
(固定資産)	基本財産			
	定期預金	益田信用組合／本店営業部 0343547		846,000
	投資有価証券	第121回 利付国債		99,154,000
固定資産合計				100,000,000
資産合計				120,812,961
(流動負債)	未払金 未払消費税等 預り金	下呂市 外 高山税務署 従業員	指定管理料余剰金返還金 外 当期確定消費税等 住民税	13,969,958 1,286,600 87,000
流動負債合計				15,343,558
固定負債合計				0
負債合計				15,343,558
正味財産				105,469,403

令和 7年 5月 8日

監査報告書

一般財団法人下呂ふるさと文化財団
代表理事 二村 文康 殿

監 事 清水幹男 
監 事 中谷三男 

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度において理事の職務執行を監査致しました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意志疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 公益目的支出計画実施報告書の監査結果

公益目的支出計画実施報告書は法令及び定款に従い、法人の公益目的実施計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

令和7年度

事業計画書及び収支予算書

一般財団法人 下呂ふるさと文化財団

令和7年度一般財団法人下呂ふるさと文化財団事業計画

1. 下呂交流会館指定管理事業

一般財団法人下呂ふるさと文化財団は、令和6年度から令和10年度までの5年間について引き続き下呂交流会館指定管理者として指定をいただくこととなり、令和7年度はその2年目となります。これまでの経験と蓄積したノウハウ、利用者との信頼関係を大切にして慢心することなく業務に邁進して参ります。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へと変更されてから2年が経過しようとするなか、利用人数も徐々に増加しています。

コロナ前の令和元年度4月から2月末までの利用者数の累計は63,171人、宿泊者数の累計は8,021人に対して、利用者数は令和6年度57,724人で比率は91.4%(令和5年度同時期では86.3%)、宿泊者数は令和6年度6,921人で比率は86.3%(令和5年度同時期では84.2%)と回復傾向となっています。

また、令和元年度4月から2月末までの利用料収入とその他料金収入の累計額は、14,879,763円、令和6年度は15,504,230円で比率は104.2%(令和5年度同時期では98.1%)となり、ほぼ同程度の収入まで回復してきました。今後も利用実績等の活用、会館ホームページや情報紙アクティブタイムズによる広報活動を行うことで継続性のある利用促進に努めるとともに、下呂温泉観光協会が市内の関連団体とともに毎月開催する誘致宣伝委員会には、大型コンベンションの開催可能な施設として参加し、情報の発信及び共有を行います。

令和7年度は、「ねんりんピック岐阜2025太極拳交流大会」と「東海四県スポーツ推進委員研究大会」の会場となることから、全国から多くの方々が下呂温泉を訪れていただけることが期待できます。主催者との打合せを綿密に行い催しがスムーズに開催されるよう準備し、ホスピタリティ溢れる対応に心がけていきたいと思えます。

下呂交流会館管理運営費については、燃料価格の高騰、円安、物価高などの諸要因により節約に努めているものの依然高い水準にあり、今後もこの状況が続くものと思われます。特に電気料金については、使用していないエリアの照明を落とす、電力デマンドの監視を行う等の節電対策を行うとともに、環境への配慮の観点から令和6年度から取り組んでいる電力契約形態「RE100電力メニュー」についても継続します。

下呂交流会館は開館16年目となり、アリーナ床改修の大規模工事をはじめ、建物の修繕、設備や機器のメンテナンスや交換が必要となってきました。引き続き、安全安心な施設の維持管理を計画的に進めて参ります。

南海トラフ巨大地震の発生、阿寺断層系地震の発生も危惧されるなか、利用者の皆様が施設を安心安全にご利用いただくために、防災対策・危機管理の一環として作成した「震災対応・避難所開設マニュアル」に基づいた行動ができるように備え、定期的に訓練を実施し、防災・減災対策に取り組んでいきたいと思えます。また、避難情報が出された際は、下呂市と交した避難所開設に関する「覚書」に沿った適切な対応を行います。

下呂交流会館自主事業については、市民の文化芸術の振興、地域の活性化及びさまざまな交流

促進を図るための事業を実施するため、自主事業のラインナップを「鑑賞型」「普及啓発型」「地域貢献型」の事業形態別に整理しながら、事業効果、費用対効果の観点から振り返りをしながら次の事業へと結び付けていきたいと思えます。

鑑賞型では、

- ①チェロ4本という珍しい編成でクラシックをはじめ幅広い音楽を楽しんでいただける「4つのチェロのコンサート」
- ②ジャズの即興性と軽快なトークで魅了する「綾戸智恵ジャズライブ」
- ③幅広い世代に下呂交流会館へご来館いただき、楽しんでいただくホラー体験イベント「下呂オバケヤシキフェス」
- ④レミオロメン時代のヒット曲など、今もなお支持される名曲を中心にお贈りする「藤巻亮太 アコースティックライブ」
- ⑤アニメ放送で登場人物のピアノ弾き替え演奏を行った実際のピアニストが原作に登場するピアノ作品を演奏する「ピアノの森 ピアノコンサート」
- ⑥世代を問わず多くの方に楽しんでいただける多彩な作品を厳選してお届けする「アクティブ 映画まつり」を計画します。

普及啓発型では、

- ⑦下呂市からの紹介を受け、岐阜県図書館支援事業として行う「紺野美沙子名誉館長アウトリーチ事業朗読会 星は見ている」
- ⑧都市部の劇場で開催される演劇やミュージカル、歌舞伎等を鑑賞するために現地までバスで出向き、これまで職員が行っていた予習を専門家による講義で行い、帰りの移動時間には作品の復習・意見交換等を行う「プレトークパッケージ」を計画します。

地域貢献型では、

- ⑨最高の音色と称されるスタインウェイ・ピアノをホールのステージ上で演奏できる「Touch! スタインウェイ 2025」

市民協働として、⑩「土着民&市民ライブ」、⑪「謡艶（森本&今井）」、⑫「Gero Active! Free Live!（市民出演）」の3事業をアクティブサポーターズ「たくみ隊」とともに企画します。

また、これらの事業当日は、アクティブサポーターズ「もてなし隊」のご協力をいただきながら開催します。

2. ふるさと文化振興事業（財団独自事業）

基本財産運用収入により実施するふるさと文化振興事業については、市内の地域文化・伝統文化、歴史などをテーマにした「ふるさと講座」[ましたの伝統漁法・魚食文化展]、市内の歴史的見どころを探訪する「歴史探訪」[げろさんぼ（仮題）]、「鑑賞会」として、小さな子どもにも音楽を楽しむ機会を提供する[音楽系コンサート（仮題）]を企画します。また、市内で独自に文化事業に取り組む団体や新たな文化・芸術の定着を目指す団体等に対して、「ふるさと文化振興助成金」による支援を行います。

<事業内容>

1. 下呂交流会館指定管理事業

(1) 会館の運営に関すること

- ①責任者ほか必要な人員の配置
- ②会館の利用申請の受付・許可
- ③利用料金の収受
- ④舞台設備の管理・操作
- ⑤広報・宣伝
- ⑥施設内のカフェスペース、自動販売機設置に関すること

(2) 施設等の維持管理に関すること

施設の適正な維持管理のため、清掃、施設・設備点検等の保守点検及び修繕、植栽保全等敷地内環境美化を行う。

- ①清掃業務
- ②建築物環境衛生管理点検報告業務
- ③電気・空調・給排水衛生設備管理
- ④施設・設備保守点検
- ⑤特殊建築物定期点検報告業務
- ⑥修繕
- ⑦植栽の管理
- ⑧駐車場の管理
- ⑨備品の管理
- ⑩施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保安管理を適切に行う。
開館時間以外の時間帯については、機械警備を行う。

(3) 事業の企画及び開催に関すること

施設設置目的を具現化するため、市民の文化芸術・スポーツの振興、地域の活性化及び交流産業の振興に資する事業を実施する。

形態	ジャンル	事業名	実施予定月
鑑賞型	クラシック他	① 4つのチェロのコンサート	5月31日(土)
	ジャズ	② 綾戸智恵 ジャズライブ	8月22日(金)
	ホラー体験イベント	③ 下呂オバケヤシキフェス	8月30日(土) 8月31日(日)
	ポップス	④ 藤巻亮太 アコースティックライブ	10月28日(火)
	クラシック	⑤ ピアノの森 ピアノコンサート	11月8日(土)
	映画	⑥ アクティブ 映画まつり	令和8年3月
普及啓発型	朗読会	⑦ 紺野美沙子名誉館長アウトリーチ事業朗読会『星は見ている』	7月20日(日)
	井戸端会議	⑧ プレトークパッケージ	開催日未定
地域貢献型	ピアノ体験イベント	⑨ Touch! スタインウェイ 2025	5月3日(土祝) ~6日(火祝)
	市民協働①	⑩ 土着民&市民ライブ	7月25日(金)
	市民協働②	⑪ 謡艶 (森本&今井)	10月3日(金)
	市民協働③	⑫ Gero Active! Free Live!	令和8年3月
その他	翌年度事業準備業務	翌年度以降の事業の企画・交渉・広報宣伝	通年

(4) 危機管理体制の整備、運用に関すること

- ①緊急時の対策及び防犯、防災対策、事故等の未然防止及び事故発生時の対応について、マニュアルに基づき、従事者に指導及び訓練を行う。
- ②災害等の発生時には、下呂市地域防災計画に基づく防災上重要な施設の管理者としての責務をはたす。
- ③利用者の安全を図るため設置された、自動体外式除細動器(AED)の日常の動作確認を行い、取り扱い研修を行う。

(5) 市民協働

①市民協働による運営を推進する。

*アクティブサポーターズ

- ・たくみ隊 事業の企画・運営
- ・もてなし隊 ホールスタッフ
- ・ピアノ弾きこみボランティア

(6) 行政との連携

下呂市の担当部署及び関係部署と下呂交流会館による「下呂交流会館運営協議会」を開催し、会館のよりよい管理、運営を目指して行政との意見交換を行う。

(7) 誘致・宣伝・販売促進

①誘致・宣伝

- ・観光協会等と連携し旅行者への誘致活動を行う。
- ・合宿等の誘致に学校、企業などへの誘致活動を行う。
- ・下呂温泉観光協会が毎月開催する誘致宣伝委員会に参加し、情報の発信及び共有を行う。

②チケット販促 市内各地へ出向きポスターの掲示、イベントの紹介、チケットの販売を行う。

(8) 定期刊行物による情報発信

交流会館でのイベントの周知のため情報発信を行う。

事業名	内容	頻度
定期刊行物による情報発信	広報紙の発行 アクティブタイムズ	毎月1回
会館ホームページの運営	イベント関連情報の随時更新	随時
ケーブルテレビによるイベント情報発信	情報提供番組「アクティブタイム」 制作協力、出演	毎月1番組
メールマガジンによるイベント情報提供	下呂市 LINE・メール配信サービスによる情報提供	随時

(9) その他

①視察の対応を行う。

②会館の管理運営について市が必要と認める業務を行う。

2. ふるさと文化振興事業（財団独自事業）

（1）文化に関する研究会、講演会、鑑賞会等の開催

地域文化・伝統文化の保護・育成と、芸術の普及・向上、文化の創造のための事業を行う。

①講演会、見学会等

地域の文化について関心を高めるとともに理解を深め、私たちの「ふるさと」を再認識するための事業を行う。

形態	事業名	会場	時期	対象
講演会等	ふるさと講座 「ましたの伝統漁法・魚食文化展」	下呂交流会館	6月7日(土) 6月8日(日)	子ども ～一般
見学会	歴史探訪 「げろさんぼ」(仮題)	下呂市内 (地域未定)	未定	子ども ～一般

②鑑賞会等

形態	事業名	会場	時期	対象
制作、発表	市内出身者や関係者による楽曲の製作や演奏会、美術などの展覧会の開催 鑑賞会等「音楽系コンサート」(仮題)	下呂交流会館	未定	子ども ～一般

（2）地域文化及び伝統文化の育成援助

地域文化の発展のため、住民主体の文化的活動に対する助成を行う。

形態	事業名
補助事業	ふるさと文化振興助成金交付

（3）文化資料及び芸術作品の調査研究と保護

地域の歴史、文化、自然についての調査、研究を行う。

形態	事業名
調査、研究	下呂石に関する調査研究等

（4）情報の発信や公開のため、財団のホームページの運営

形態	事業名
情報発信、公開	ホームページの運営 http://gero-furusato.jpn.org

令和 7 年度 収支予算書

【当初予算】

令和 7 年 4 月 1 日



一般財団法人下呂ふるさと文化財団

令和7年度収支予算書

一般財団法人 下呂ふるさと文化財団
【指定管理業務】

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A-B)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
下呂交流会館指定管理事業費収入	170,629,000	171,581,000	△ 952,000	
指定管理料収入	146,222,000	145,718,000	504,000	
交流会館利用料収入	11,621,000	13,054,000	△ 1,433,000	
会館施設使用料収入	134,000	137,000	△ 3,000	
入場料収入	12,140,000	12,160,000	△ 20,000	
助成金等収入	0	0	0	
その他収入	510,000	510,000	0	
受取利息収入	1,000	1,000	0	
雑収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	170,629,000	171,581,000	△ 952,000	
2. 事業活動支出				
下呂交流会館指定管理事業費支出	170,629,000	171,581,000	△ 952,000	
102下呂交流会館管理運営費支出	86,661,000	86,601,000	60,000	
報酬費支出	0	0	0	
旅費交通費支出	105,000	86,000	19,000	
通信運搬費支出	(590,000)	(578,000)	(12,000)	
郵便料支出	168,000	156,000	12,000	
電話料支出	278,000	278,000	0	
通信サービス料支出	144,000	144,000	0	
備品費支出	800,000	800,000	0	
消耗品費支出	1,649,000	1,833,000	△ 184,000	
修繕費支出	5,079,000	9,181,000	△ 4,102,000	
印刷製本費支出	1,467,000	1,358,000	109,000	
燃料費支出	4,061,000	3,222,000	839,000	
光熱水料費支出	(21,464,000)	(19,352,000)	(2,112,000)	
電気料支出	20,460,000	18,348,000	2,112,000	
上下水道料支出	924,000	924,000	0	
ガス代支出	80,000	80,000	0	
賃借料支出	2,341,000	2,206,000	135,000	
保険料支出	870,000	824,000	46,000	
租税公課支出	(6,063,000)	(5,982,000)	(81,000)	
収入印紙等支出	81,000	82,000	△ 1,000	
消費税支出	5,982,000	5,900,000	82,000	
負担金支出	47,000	47,000	0	
委託料支出	41,672,000	40,693,000	979,000	
食糧費支出	21,000	21,000	0	
広告宣伝費支出	50,000	44,000	6,000	
手数料支出	(381,000)	(373,000)	(8,000)	
折込手数料支出	0	0	0	
調律手数料支出	95,000	95,000	0	
振込手数料支出	80,000	80,000	0	
その他手数料支出	206,000	198,000	8,000	
施設整備費支出	0	0	0	
雑支出	1,000	1,000	0	
103下呂交流会館自主事業費支出	24,140,000	24,160,000	△ 20,000	
臨時雇用賃金支出	30,000	70,000	△ 40,000	
旅費交通費支出	0	0	0	
通信運搬費支出	(135,000)	(160,000)	(△ 25,000)	
郵便料支出	135,000	160,000	△ 25,000	
消耗品費支出	360,000	439,000	△ 79,000	
印刷製本費支出	1,170,000	900,000	270,000	
賃借料支出	100,000	450,000	△ 350,000	
保険料支出	0	0	0	
諸謝金支出	0	0	0	
委託料支出	17,240,000	16,390,000	850,000	
食糧費支出	250,000	960,000	△ 710,000	
広告宣伝費支出	0	0	0	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増減	備 考
手数料支出	(4,495,000)	(4,427,000)	(68,000)	
折込手数料支出	570,000	772,000	△ 202,000	
調律手数料支出	310,000	205,000	105,000	
チケット手数料支出	3,615,000	3,450,000	165,000	
著作権使用料等支出	360,000	364,000	△ 4,000	
104下呂交流会館人件費支出	59,828,000	60,820,000	△ 992,000	
給料手当支出	50,115,000	50,804,000	△ 689,000	
福利厚生費支出	9,713,000	10,016,000	△ 303,000	
事業活動支出計	170,629,000	171,581,000	△ 952,000	
事業活動収支差額	0	0	0	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
基本財産取崩収入				
国債取崩収入				
特定資産取崩収入				
退職給付引当資産取崩収入				
固定資産売却収入				
車両等売却収入				
投資活動収入計				
2. 投資活動支出				
基本財産購入支出				
国債購入支出				
特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出				
固定資産取得支出				
什器備品購入支出				
投資活動支出計				
投資活動収支差額				
Ⅲ 財務活動収支の部				
財務活動収入				
借入金収入				
財務活動収入計				
財務活動支出				
借入金返済支出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額				
Ⅳ 予備費支出				
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額				
次期繰越収支差額	0	0	0	

(注) ()内数値は、勘定科目ごとの細目合計額を示す

令和7年度収支予算書

一般財団法人 下呂ふるさと文化財団
 (財団独自会計)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部	(A)	(B)	(A-B)	
1. 事業活動収入				
財団独自会計事業費収入	1,901,000	2,326,000	△ 425,000	
公益事業収入	0	425,000	△ 425,000	
基本財産利息収入	1,900,000	1,900,000	0	
受取利息収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	1,901,000	2,326,000	△ 425,000	
2. 事業活動支出				
101 ふるさと文化振興事業費支出	1,696,000	3,332,000	△ 1,636,000	
旅費交通費支出	0	0	0	
通信運搬費支出	(5,000)	(9,000)	(△ 4,000)	
郵便料支出	5,000	9,000	△ 4,000	
消耗品費支出	115,000	145,000	△ 30,000	
印刷製本費支出	258,000	209,000	49,000	
賃借料支出	172,000	895,000	△ 723,000	
保険料支出	5,000	10,000	△ 5,000	
諸謝金支出	226,000	65,000	161,000	
負担金支出	0	0	0	
補助金支出	500,000	500,000	0	
委託料支出	168,000	1,188,000	△ 1,020,000	
食糧費支出	32,000	36,000	△ 4,000	
手数料支出	(195,000)	(235,000)	(△ 40,000)	
折込手数料支出	195,000	235,000	△ 40,000	
著作権使用料等支出	5,000	25,000	△ 20,000	
雑支出	15,000	15,000	0	
3. 管理費支出				
300 法人会計管理費支出	934,000	934,000	0	
役員報酬支出	300,000	300,000	0	
会議費支出	8,000	8,000	0	
旅費交通費支出	19,000	19,000	0	
通信運搬費支出	26,000	26,000	0	
印刷製本費支出	84,000	84,000	0	
賃借料支出	57,000	57,000	0	
租税公課支出	350,000	350,000	0	
手数料支出	10,000	10,000	0	
委託費支出	40,000	40,000	0	
雑支出	40,000	40,000	0	
事業活動支出計	2,630,000	4,266,000	△ 1,636,000	
事業活動収支差額	△ 729,000	△ 1,940,000	1,211,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
基本財産取崩収入				
国債取崩収入				
特定資産取崩収入				
退職給付引当資産取崩収入				
固定資産売却収入				
車両等売却収入				
投資活動収入計				
2. 投資活動支出				
基本財産購入支出				
国債購入支出				
特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出				
固定資産取得支出				
什器備品購入支出				
投資活動支出計				
投資活動収支差額				
III 財務活動収支の部				
財務活動収入				
借入金収入				
財務活動収入計				
財務活動支出				
借入金返済支出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額				
IV 予備費支出	4,701,000	4,780,000	△ 79,000	
当期収支差額	△ 5,430,000	△ 6,720,000	1,290,000	
前期繰越収支差額	5,430,000	6,720,000	△ 1,290,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

(注) (-35)内数値は、勘定科目ごとの細目合計額を示す

承第5号

専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部
を改正する条例）

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年9月2日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

令和7年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 14 号

専決処分書（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 1 日

下呂市長 山 内 登

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>20,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>10,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>15,000円</u></p>	<p style="text-align: center;">（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>19,900円</u></p> <p>(2) 特定世帯<u>9,950円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>14,925円</u></p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定世帯<u>4,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>6,000円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定世帯<u>3,750円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯<u>5,625円</u></p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得につ</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得につ</p>

改正後	改正前
<p>いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>18,970円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>14,000円</u> （イ） 特定世帯<u>7,000円</u></p>	<p>いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>18,550円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>13,930円</u> （イ） 特定世帯<u>6,965円</u></p>

改正後	改正前
<p>(ウ) 特定継続世帯<u>10,500円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>6,300円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>5,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>2,800円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>4,200円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>6,790円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,340円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯</p>	<p>(ウ) 特定継続世帯<u>10,448円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>6,230円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>5,250円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>2,625円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>3,938円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>6,650円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,060円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯</p>

改正後	改正前
<p>に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>13,550円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>10,000円</u> （イ） 特定世帯<u>5,000円</u> （ウ） 特定継続世帯<u>7,500円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,500円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>4,000円</u> （イ） 特定世帯<u>2,000円</u> （ウ） 特定継続世帯<u>3,000円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,850円</u></p>	<p>に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>13,250円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>9,950円</u> （イ） 特定世帯<u>4,975円</u> （ウ） 特定継続世帯<u>7,463円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,450円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>3,750円</u> （イ） 特定世帯<u>1,875円</u> （ウ） 特定継続世帯<u>2,813円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,750円</u></p>

改正後	改正前
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3,100円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>5,420円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>4,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>2,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>3,000円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1,800円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>2,900円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>5,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>3,980円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>1,990円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>2,985円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1,780円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期</p>

改正後	改正前
<p>高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>1,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>800円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>1,200円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1,940円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,240円</u></p>	<p>高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>1,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯<u>750円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯<u>1,125円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,900円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,160円</u></p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>した世帯<u>4,065円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額 した世帯<u>6,775円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額 した世帯<u>10,840円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>13,550円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>1,350円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>2,250円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>3,600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>4,500円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>した世帯<u>3,975円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額 した世帯<u>6,625円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額 した世帯<u>10,600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>13,250円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>1,335円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>2,225円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>3,560円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯<u>4,450円</u></p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和7年度分国民健康保険税の税額を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 医療給付費分の平等割の額を下記のとおり変更します。

＜医療給付費分＞

区分	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）
平等割	20,000円	19,900円	100円
平等割（特定世帯）	10,000円	9,950円	50円
平等割（特定継続世帯）	15,000円	14,925円	75円

（第5条の2関係）

(2) 後期高齢者支援金分の特定世帯及び特定継続世帯の平等割の額を下記のとおり変更します。

＜後期高齢者支援金分＞

区分	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）
平等割（特定世帯）	4,000円	3,750円	250円
平等割（特定継続世帯）	6,000円	5,625円	375円

（第7条の3関係）

(3) 7割軽減の減税額を下記のとおり変更します。（世帯所得が43万円を超えない世帯）

区分	対象項目	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）	
均等割	医療給付費分	18,970円	18,550円	420円	
	後期高齢者支援金分	6,300円	6,230円	70円	
	介護納付金分	6,790円	6,650円	140円	
平等割	医療給付費分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	14,000円	13,930円	70円
		特定世帯	7,000円	6,965円	35円
		特定継続世帯	10,500円	10,448円	52円
	後期高齢者支援金分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,600円	5,250円	350円
		特定世帯	2,800円	2,625円	175円
		特定継続世帯	4,200円	3,938円	262円
	介護納付金分	4,340円	4,060円	280円	

（第23条第1項第1号関係）

(4) 5割軽減の減税額を下記のとおり変更します。(世帯所得が〔43万円+(30.5万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)〕を超えない世帯)

区分	対象項目		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A) - (B)
均等割	医療給付費分		13,550円	13,250円	300円
	後期高齢者支援金分		4,500円	4,450円	50円
	介護納付金分		4,850円	4,750円	100円
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	10,000円	9,950円	50円
		特定世帯	5,000円	4,975円	25円
		特定継続世帯	7,500円	7,463円	37円
	後期高齢者 支援金分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	4,000円	3,750円	250円
		特定世帯	2,000円	1,875円	125円
		特定継続世帯	3,000円	2,813円	187円
	介護納付金分		3,100円	2,900円	200円

(第23条第1項第2号関係)

(5) 2割軽減の減税額を下記のとおり変更します。(世帯所得が〔43万円+(56万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)〕を超えない世帯)

区分	対象項目		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A) - (B)
均等割	医療給付費分		5,420円	5,300円	120円
	後期高齢者支援金分		1,800円	1,780円	20円
	介護納付金分		1,940円	1,900円	40円
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	4,000円	3,980円	20円
		特定世帯	2,000円	1,990円	10円
		特定継続世帯	3,000円	2,985円	15円
	後期高齢者 支援金分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	1,600円	1,500円	100円
		特定世帯	800円	750円	50円
		特定継続世帯	1,200円	1,125円	75円
	介護納付金分		1,240円	1,160円	80円

(第23条第1項第3号関係)

(6) 未就学児につき算定した均等割額を下記のとおり変更します。

区分	対象項目	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A) - (B)
----	------	--------------	--------------	-----------------

医療給付費 分均等割	7割軽減	4,065円	3,975円	90円
	5割軽減	6,775円	6,625円	150円
	2割軽減	10,840円	10,600円	240円
	上記以外の世帯	13,550円	13,250円	300円
後期高齢者 支援金分均 等割	7割軽減	1,350円	1,335円	15円
	5割軽減	2,250円	2,225円	25円
	2割軽減	3,600円	3,560円	40円
	上記以外の世帯	4,500円	4,450円	50円

(第23条第2項関係)

(7) この条例は、令和7年7月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(8) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)

承第6号

専決処分の承認について（令和7年度下呂市一般会計補正予算（第5号））

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年9月2日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和7年6月23日から26日の梅雨前線豪雨により公共土木施設が被災し、早急に復旧対応するための測量設計費の増額補正を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 15 号

専決処分書（令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 5 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 5 号）を、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 4 日

下呂市長 山 内 登

令和7年度下呂市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,118千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,693,980千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		1,996,908	20,118	2,017,026
	02. 基金繰入金	1,995,058	20,118	2,015,176
歳入合計		22,673,862	20,118	22,693,980

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 災害復旧費		56,669	20,118	76,787
	02. 公共土木施設災害復旧費	2,804	20,118	22,922
歳出合計		22,673,862	20,118	22,693,980

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	1,996,908	20,118	2,017,026
歳入合計	22,673,862	20,118	22,693,980

歳入【総括】

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11. 災害復旧費	56,669	20,118	76,787			20,118	
歳出合計	22,673,862	20,118	22,693,980			20,118	

歳出【総括】

2 歳入

(款) 19. 繰入金

(項) 02. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 基金繰入金	1,995,058	20,118	2,015,176	01. 基金繰入金	20,118	災害対策基金繰入金
計	1,995,058	20,118	2,015,176			

歳入【繰入金】

3 歳出

(款) 11. 災害復旧費

(項) 02. 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
01. 公共土木施設災害復旧費	2,804	20,118	22,922			20,118	12. 委託料	20,118		
						20,118	測量設計等委託料	20,118	現年補助災害復旧事業	
						<繰入金 20,118>			委託料 測量設計等委託料	
計	2,804	20,118	22,922			20,118				

歳出【災害復旧費】

諮第6号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	年 齢
	黒木 節子	67 歳

令和7年9月2日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

人権擁護委員黒木節子氏が、令和7年12月31日に任期満了となるため。

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定める。

<p>1. 損害賠償の理由</p>	<p>令和 6 年 12 月 10 日午前 4 時 53 分頃、下呂市消防職員が下呂温泉病院から高山赤十字病院へ緊急搬送をした帰路、国道 41 号線沿いのガードパイプに衝突し、車両を全焼させる事故が発生した。市は当該事故により破損した道路及びガードパイプの復旧費用 2,750,000 円を賠償する。</p>	
<p>2. 損害賠償額（市の過失割合）</p>	<p>2,750,000 円（100 分の 100）</p>	
	<p>内 保 険 金</p>	<p>2,750,000 円</p>
	<p>訳 一般財源</p>	<p>0 円</p>
<p>3. 損害賠償の相手方</p>	<p>愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号 中部地方整備局長 森本 輝</p>	

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 77 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール 2 対
- 2 取得価格 19,965,000 円
- 3 取得の相手方 香川県仲多度郡琴平町榎井 590 番地
株式会社 都村製作所
代表取締役社長 都村 尚志
- 4 取得の理由 既存バスケットゴール耐用年数の超過及びアリーナ床への局所荷重を考慮した軽量製品への更新のため。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴールの予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するため。

入札執行一覧表

契約方法：指名競争入札

契約担当：まちづくり推進部まちづくり推進課

仕様書番号	まち推物 第6号	開札日時	開札 令和7年8月13日 9:00
購入物品名	下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール購入		閉札 令和7年8月13日 9:10
納入場所	下呂交流会館アリーナ	入札場所	下呂庁舎2階 打合室(下呂市森960番地)
履行期限	令和7年8月14日から令和8年3月31日まで	執行者	下呂市長 山内 登
売買金額	19,965,000円	立会人	財務課長 杉山 勝彦
予定価格	20,141,000円(18,310,000円)		
低入札調査基準価格	- 円(- 円)		
失格判断基準価格	- 円(- 円)		
		契約者	香川県仲多度郡琴平町榎井590 (株)都村製作所

売買金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額であり法律上の入札価格である。

業者名	第1回		第2回		備考
	順位	金額	順位	金額	
長谷川体育施設(株)岐阜営業所	6	20,000,000円			
(有)中央体育器具製作所	2	18,500,000円			
(株)エクス	4	18,720,000円			
(株)スポーツマックス		辞退			
(株)愛知スイミング 岐阜支店		辞退			
(株)フレール館 岐阜支店		辞退			
(株)福伸シート		辞退			
(株)ジャクエツ 多治見店	5	18,800,000円			
本とスポーツ用品 なかの		辞退			
(株)飛驒コンピュータサービス		辞退			
(有)二村学習社		辞退			
(株)カミヤ		辞退			
事業概要	下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール2対 (製品コード: BA-1741) ショットクロック専用架台1組				
指名業者選定理由	地理的要件、指名停止の有無を総合評価し、令和7年7月15日開催の指名業者選定委員会において上記業者を選定した。				
随意契約理由					

入札執行一覧表

契約方法：指名競争入札

契約担当：まちづくり推進部まちづくり推進課

仕様書番号	まち推物 第6号	開札日時	開札 令和 7年 8月13日 9:00 閉札 令和 7年 8月13日 9:10
購入物品名	下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール購入	入札場所	下呂庁舎2階 打合室(下呂市森960番地)
納入場所	下呂交流会館アリーナ	執行者	下呂市長 山内 登
履行期限	令和 7年 8月14日から令和 8年 3月31日まで	立会人	財務課長 杉山 勝彦
売買金額	19,965,000円	契約者	香川県仲多度郡琴平町榎井590 (株)都村製作所
予定価格	20,141,000円(18,310,000円)		
低入札調査基準価格	- 円(- 円)		
失格判断基準価格	- 円(- 円)		

売買金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額であり法律上の入札価格である。

業者名	第1回		第2回		備考
	順位	金額	順位	金額	
(株)八神製作所 高山営業所		辞退			
ゴコウ(株) 中部支店		辞退			
中部パークシステム(株)		失格			
(株)日比野スポーツ	2	18,500,000円			
マイハンズゴトウ ゴトウ金物店		辞退			
教育情報パートナーズ(株)		辞退			
(株)都村製作所	1	18,150,000円			落札
事業概要	下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール2対 (製品コード: BA-1741) ショットクロック専用架台1組				
指名業者選定理由	地理的要件、指名停止の有無を総合評価し、令和7年7月15日開催の指名業者選定委員会において上記業者を選定した。				
随意契約理由					

議第 78 号

坂本線 2 災害復旧工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 坂本線 2 災害復旧工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 161,636,200 円
 変更後 163,793,300 円
- 4 契約の相手方 岐阜県下呂市萩原町羽根 2638 番地 1
 はぎわら e 株式会社
 代表取締役 金子 博之

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

坂本線 2 災害復旧工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負」に該当するため。

変更内容説明資料

1. 仕様書番号 建災第1号（令和6年度）

2. 工 事 名 坂本線2災害復旧工事

3. 契約金額 変更前 161,636,200円

変更後 163,793,300円

増 額 2,157,100円

4. 変更理由・内容

本工事を実施するにあたり、令和7年1月28日付けで締結した第1回変更契約後の積雪及び凍結により、仮設モルタル吹付工施工範囲の法面崩壊が進行し、堆積土砂が増加した。堆積土砂の数量が確定したことにより、契約金額を増額して変更契約を締結する必要性が生じた。

議第79号

令和7年度下呂市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,698,055千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年9月2日提出

下呂市長 山内 登

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		1,350,730	1,075	1,351,805
	02. 県補助金	773,827	1,075	774,902
19. 繰入金		2,017,026	3,000	2,020,026
	02. 基金繰入金	2,015,176	3,000	2,018,176
歳入合計		22,693,980	4,075	22,698,055

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
04. 衛生費		2,171,249	3,537	2,174,786
	01. 保健衛生費	1,123,826	3,537	1,127,363
14. 予備費		33,834	538	34,372
	01. 予備費	33,834	538	34,372
歳出合計		22,693,980	4,075	22,698,055

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
1 岐阜大学寄附講座寄附金 (医療対策課)	令和 8 年度より令和12年度まで	29,025

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	計
16. 県 支 出 金	1,350,730	1,075	1,351,805
19. 繰 入 金	2,017,026	3,000	2,020,026
歳 入 合 計	22,693,980	4,075	22,698,055

歳入【総括】

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
04. 衛生費	2,171,249	3,537	2,174,786	1,075			2,462
14. 予備費	33,834	538	34,372				538
歳出合計	22,693,980	4,075	22,698,055	1,075			3,000

歳出【総括】

2 歳入

(款) 16. 県支出金

(項) 02. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
03. 衛生費県補助金	20,078	1,075	21,153	01. 保健衛生費補助金	1,075	県地域医療確保事業費補助金
計	773,827	1,075	774,902			

(款) 19. 繰入金

(項) 02. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 基金繰入金	2,015,176	3,000	2,018,176	01. 基金繰入金	3,000	財政調整基金繰入金
計	2,015,176	3,000	2,018,176			

3 歳出

(款) 04. 衛生費

(項) 01. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
01. 保健衛生総務費	810,478	3,537	814,015	1,075			2,462	25. 寄附金	3,225	国民健康保険特別会計（診療施設勘定）繰出金	
							312	寄附金	3,225		
								27. 繰出金	312	繰出金	312
								特別会計繰出金	312	特別会計繰出金	312
				1,075			2,150			国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）繰出金	
				<県支出金 1,075>						医療対策事業	3,225
										寄附金	3,225
										寄附金	
										岐阜大学寄附講座寄附金	
計	1,123,826	3,537	1,127,363	1,075			2,462				

(款) 14. 予備費

(項) 01. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
01. 予備費	33,834	538	34,372				538			予備費
							538			
計	33,834	538	34,372				538			

歳出【衛生費】【予備費】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書（当該年度分）

（単位：千円）

事 項	限 度 額	前年度末まで の支出見込額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 岐阜大学寄附講座寄附金（医療対策課）	29,025	—	—	令8～12	29,025	9,675	0	0	19,350

議第80号

令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）

令和7年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

下呂市長 山内 登

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
07. 繰入金		98,483	312	98,795
	01. 繰入金	98,483	312	98,795
09. 諸収入		113	271	384
	02. 雑収入	113	271	384
歳入合計		224,594	583	225,177

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02. 医療費		171,615	583	172,198
	01. 医療費	171,615	583	172,198
歳出合計		224,594	583	225,177

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

	款		補正前の額	補正額	計
07. 繰	入	金	98,483	312	98,795
09. 諸	収	入	113	271	384
歳	入	合	224,594	583	225,177
		計			

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
02. 医療費	171,615	583	172,198			583	
歳出合計	224,594	583	225,177			583	

2 歳入

(款) 07. 繰入金

(項) 01. 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 繰入金	98,483	312	98,795	01. 一般会計繰入金	312	一般会計繰入金
計	98,483	312	98,795			

(款) 09. 諸収入

(項) 02. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 雑入	113	271	384	01. 雑入	271	電子処方箋管理サービス関係補助金
計	113	271	384			

3 歳出

(款) 02. 医業費

(項) 01. 医業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
01. 医業費	171,615	583	172,198			583		12. 委託料	583	
						583		諸委託料	583	小坂診療所医療事業
						<繰入金 312>				委託料
						<諸収入 271>				諸委託料
計	171,615	583	172,198			583				

議第 81 号

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化について、標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）への移行に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第 19 条第 11 号の規定に基づく特定個人情報情報の提供を行う事務を追加するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年下呂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>下呂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>		<p>下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
実施機関	事務	実施機関	事務
1～5	（略）	1～5	（略）
6 市長	<p>市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>		
7 教育委員	<p>就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの</p>		

改正後			改正前		
会					
8 教 育 委 員 会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの				

別表第2（第4条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
1 市 長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童福祉法によ

別表第2（第4条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
1 市 長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童福祉法によ

改正後			改正前			
	<p>所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>る障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報（以下「障害児入所支援等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの</u></p>		<p>所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>る障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報（以下「障害児入所支援等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	
2 市 長	<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規</p>		2 市 長	<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規</p>

改正後				改正前			
		則で定めるもの				則で定めるもの	
		障害者関係情報 であって規則で 定めるもの				障害者関係情報 であって規則で 定めるもの	
		生活保護法によ る保護の実施若 しくは就労自立 給付金の支給に 関する情報（以下 「生活保護関係 情報」という。） であって規則で 定めるもの				生活保護法によ る保護の実施若 しくは就労自立 給付金の支給に 関する情報（以下 「生活保護関係 情報」という。） であって規則で 定めるもの	
		中国残留邦人等 の円滑な帰国の 促進並びに永住 帰国した中国残 留邦人等及び特 定配偶者の自立 の支援に関する 法律（平成6年法 律第30号）による 支援給付又は配 偶者支援金の支 給に関する情報 （以下「中国残留 邦人等支援給付 等関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの				中国残留邦人等 の円滑な帰国の 促進並びに永住 帰国した中国残 留邦人等及び特 定配偶者の自立 の支援に関する 法律（平成6年法 律第30号）による 支援給付又は配 偶者支援金の支 給に関する情報 （以下「中国残留 邦人等支援給付 等関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの	
		住登外者宛名情					

改正後			改正前		
		<u>報であって規則 で定めるもの</u>			
3 (略)			3 (略)		
4 市 長	地方税法そ の他の地方 税に関する 法律及びこ れらの法律 に基づく条 例による地 方税の賦課 徴収又は地 方税に關す る調査（犯則 事件の調査 を含む。）に 関する事務 であって規 則で定める もの	国民健康保険法 （昭和33年法律 第192号）又は高 齢者の医療の確 保に関する法律 （昭和57年法律 第80号）による医 療に関する給付 の支給又は保険 料の徴収に關す る情報（以下「医 療保険給付関係 情報」という。） であって規則で 定めるもの	4 市 長	地方税法そ の他の地方 税に関する 法律及びこ れらの法律 に基づく条 例による地 方税の賦課 徴収又は地 方税に關す る調査（犯則 事件の調査 を含む。）に 関する事務 であって規 則で定める もの	国民健康保険法 （昭和33年法律 第192号）又は高 齢者の医療の確 保に関する法律 （昭和57年法律 第80号）による医 療に関する給付 の支給又は保険 料の徴収に關す る情報（以下「医 療保険給付関係 情報」という。） であって規則で 定めるもの
		<u>住登外者宛名情 報であって規則</u>			

改正後			改正前		
		<u>で定めるもの</u>			
5	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 であって規則で定めるもの 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 （以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 下呂市福祉医療費助成条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「福祉医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	5	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 であって規則で定めるもの 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 （以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 下呂市福祉医療費助成条例による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「福祉医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6	(略)		6	(略)	
7	知的障害者	地方税関係情報	7	知的障害者	地方税関係情報

改正後				改正前					
	市長	福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの		市長	福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの		
		障害者関係情報	であって規則で定めるもの			障害者関係情報	であって規則で定めるもの		
		生活保護関係情報	であって規則で定めるもの			生活保護関係情報	であって規則で定めるもの		
		住登外者宛名情報	であって規則で定めるもの						
8～10 (略)				8～10 (略)					
11	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報（以下「障害者総合支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの	11	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報（以下「障害者総合支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの		
			生活保護関係情報				であって規則で定めるもの	生活保護関係情報	であって規則で定めるもの
			福祉医療費支給関係情報				であって規則で定めるもの	福祉医療費支給関係情報	であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
		もの			もの
		<u>住登外者宛名情報</u>			
		報であって規則			
		で定めるもの			
12 (略)			12 (略)		
13 市長	介護保険法 による保険 給付の支給、 地域支援事 業の実施又 は保険料の 徴収に關す る事務であ って規則で 定めるもの	地方税関係情報 であって規則で 定めるもの	13 市長	介護保険法 による保険 給付の支給、 地域支援事 業の実施又 は保険料の 徴収に關す る事務であ って規則で 定めるもの	地方税関係情報 であって規則で 定めるもの
		医療保険給付関 係情報であって 規則で定めるも の			医療保険給付関 係情報であって 規則で定めるも の
		<u>住登外者宛名情</u>			
		報であって規則			
		で定めるもの			
14～16 (略)			14～16 (略)		
17 市長	下呂市福祉 医療費助成 条例による 医療費の支 給に關する 事務であっ て規則で定 めるもの	地方税関係情報 であって規則で 定めるもの	17 市長	下呂市福祉 医療費助成 条例による 医療費の支 給に關する 事務であっ て規則で定 めるもの	地方税関係情報 であって規則で 定めるもの
		児童扶養手当法 による児童扶養 手当の支給に關 する情報（以下 「児童扶養手当 関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの			児童扶養手当法 による児童扶養 手当の支給に關 する情報（以下 「児童扶養手当 関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの
		障害者関係情報 であって規則で 定めるもの			障害者関係情報 であって規則で 定めるもの
		生活保護関係情			生活保護関係情

改正後			改正前		
		報であって規則 で定めるもの			報であって規則 で定めるもの
		医療保険給付関 係情報であって 規則で定めるも の			医療保険給付関 係情報であって 規則で定めるも の
		<u>住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの</u>			
18～21 (略)			18～21 (略)		
22 教 育 委 員 会	就学が困難 と認められ る児童生徒 の保護者に 対する就学 援助に關す る事務であ って規則で 定めるもの	<u>住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの</u>			
23 教 育 委 員 会	学校保健安 全法（昭和33 年法律第56 号）による医 療に要する 費用につい ての援助に 關する事務 であって規 則で定める もの	<u>住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの</u>			

別表第3（第5条関係）

別表第3（第5条関係）

改正後				改正前			
情報 照会 機関	事務	情報 提供 機関	特定個人情報 報	情報 照会 機関	事務	情報 提供 機関	特定個人情報 報
1 (略)				1 (略)			
2 市 長	住登外者宛 名番号管理 機能による 住登外者の 情報の管理 に関する事 務であって 規則で定め るもの	教育 委員 会	住登外者宛 名情報であ って規則で 定めるもの				
3 (略)				2 (略)			
4 教 育 委 員 会	住登外者宛 名番号管理 機能による 住登外者の 情報の管理 に関する事 務であって 規則で定め るもの	市長	住登外者宛 名情報であ って規則で 定めるもの				

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化について、標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）への移行に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供を行う事務を追加するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 標準準拠システムに実装された「住登外者宛名番号管理機能」を用いる「住登外者宛名番号を付番・管理をする事務」が独自利用事務に該当すること及び当該機能を用いて住登外者宛名番号を付番・管理することは、他の事務（業務）処理の遂行を目的として行われるものであることから、個人番号を利用及び提供を行う事務に追加します。

(別表第1、別表第2、別表第3関係)

- (2) この条例は、令和8年1月1日から施行します。

(附則関係)

議第 82 号

下呂市職員の育児休業等に関する条例及び下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

人事院規則の一部改正に伴い、育児時間の多様化への対応及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境とする整備を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の育児休業等に関する条例及び下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 下呂市職員の育児休業等に関する条例（平成16年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 勤務日の日数を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>）</p> <p style="text-align: center;"><u>（第1号部分休業の承認）</u></p> <p>第19条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業の承認に</u></p>	<p style="text-align: center;">（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p style="text-align: center;"><u>（部分休業の承認）</u></p> <p>第19条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業の承認について</u></p>

改正後	改正前
<p>ついては、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p><u>（第2号部分休業の承認）</u></p> <p><u>第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求が</u></p>	<p>は、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>あったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p>(2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p><u>第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p><u>第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたこと</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>により同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第20条 <u>職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u></p> <p>（部分休業の承認の取消事由）</p> <p>第21条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第20条 職員が<u>部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>（部分休業の承認の取消事由）</p> <p>第21条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>

（下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年下呂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（介護休暇）</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営</p>	<p>（介護休暇）</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営</p>

改正後	改正前
<p>むのに支障があるものをいう。以下同じ。) の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>むのに支障があるものをいう。以下同じ。) の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
	<p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第16条の3 任命権者は、職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第18条の2 <u>任命権者は、下呂市職員の育児休業等に関する条例（平成16年3月1日条例第36号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 下呂市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を</u></p>	<p><u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>

改正後	改正前
<p><u>確認するための措置</u></p> <p>2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）</u></p> <p>第18条の3 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承諾の請求をする場合におけるこの条例による改正後の下呂市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

【参考資料】

下呂市職員の育児休業等に関する条例及び下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

人事院規則の一部改正に伴い、育児時間の多様化への対応及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境とする整備を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の育児時間を取得できる部分休業を「第1号部分休業」に改めます。
- (2) 職員が第1号部分休業を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止します。

(第1条による改正中第19条関係)

- (3) 「1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内」の育児時間を取得できる「第2号部分休業」を新設します。
- (4) 職員が第2号部分休業を請求した場合にあっては1時間を単位として承認するものとします。ただし、以下の場合においては、例外的に以下に掲げる時間数を承認できることとします。

- ① 1回の勤務に割り振られている勤務時間に1時間未満の端数があり、職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合 割り振られた勤務時間数
- ② 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があり、職員がその残時間数の全てについて部分休業を請求した場合 残時間数

(第1条による改正中第19条の2関係)

- (5) 部分休業の請求を申し出る単位期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(第1条による改正中第19条の3関係)

- (6) 職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、単位期間につき次のとおりとします。
 - ① 常勤職員 77時間30分

② 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(第1条による改正中第19条の4関係)

- (7) 職員が部分休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とします。

(第1条による改正中第19条の5関係)

- (8) 部分休業の取消事由を整理し、「特別の事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出の内容を変更したとき」とします。

(第1条による改正中第21条関係)

- (9) 本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の情報提供等に併せて以下を行うことを義務付けます。

- ① 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
- ② 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ③ 当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該申出をした職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予測される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
- ④ ③により意向を確認した事項への配慮

(第2条による改正中第18条の2第1項関係)

- (10) 3歳に満たない子を養育する職員に対して一定の期間内に以下を行うことを義務付けます。

- ① 仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
- ② 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ③ 当該職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予測される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置
- ④ ③により意向を確認した事項への配慮

(第2条による改正中第18条の2第2項関係)

(11) この条例は、令和7年10月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(12) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の上限は、次のとおりとします。

① 常勤職員 38時間45分

② 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間

(附則第2項関係)

議第 83 号

下呂市基金条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

芸術文化の振興及び持続的な観光まちづくりの推進を目的に基金を設置及び廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p>			<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p>		
基金の 名称	設置の目的	積立 額	基金の 名称	設置の目的	積立 額
(1)～(11) (略)			(1)～(11) (略)		
(12)	観光施設等の拡充整備を図るため	市長 が定 める 額	(12)	観光施設等の拡充整備を図るため	市長 が定 める 額
下呂 市温 泉地 再開 発基 金			(13)～(27) (略)		
(12)～(26) (略)			(13)～(27) (略)		
(27)	市内で開催する芸術祭に要する経費の財源に充てるため	市長 が定 める 額			
下呂 市ア ート プロ ジェ クト 基金					
(28)	観光客の受入環境整備等に要する経費の財源に充てるため	市長 が定 める 額			
下呂 市宿 泊税 活用					

改正後				改正前	
	事業 基金				
	(29) 下呂 市入 湯税 活用 事業 基金	<u>温泉の保護活用、宣 伝誘客事業等に要す る経費の財源に充て るため</u>	<u>市長 が定 める 額</u>		
2	(略)			2	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

芸術文化の振興及び持続的な観光まちづくりの推進を目的に基金を設置及び廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 下呂市で開催する芸術祭の運営並びに作品の制作及び維持管理等関連事業に要する経費の財源とする「下呂市アートプロジェクト基金」を新たに設置します。

(第3条関係)

- (2) 「下呂市温泉地再開発基金」を廃止し、観光客の受入環境整備等のため宿泊税の一部を積立てて財源とする「下呂市宿泊税活用事業基金」及び温泉の保護や宣伝誘致事業等のため入湯税の一部を積立てて財源とする「下呂市入湯税活用事業基金」を新たに設置します。

(第3条関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 84 号

下呂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

気象庁が使用する基準に合わせて文言を訂正するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市火入れに関する条例の一部を改正する条例

下呂市火入れに関する条例（平成16年下呂市条例第127号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、<u>規則に定める方法により市長に申請しなければならない。</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、<u>様式第1号による申請書2通に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</u></p> <p>(2) <u>火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u></p> <p>(3) <u>申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し</u></p> <p>2 <u>申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。</u></p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 <u>市長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="159 618 464 651">第4条～第7条 (略)</p> <p data-bbox="209 1193 408 1227">(火入れの中止)</p> <p data-bbox="159 1252 786 1453">第12条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発表された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p data-bbox="159 1480 786 1742">2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は前項に規定する<u>注意報若しくは警報が発表されたときには</u>、速やかに消火しなければならない。</p> <p data-bbox="159 1823 464 1856">第13条・第14条 (略)</p> <p data-bbox="204 1939 292 1973"><u>(委任)</u></p> <p data-bbox="159 1998 786 2031">第15条 この条例の施行について必要な事項</p>	<p data-bbox="834 275 1433 365">第2号による許可証（以下「<u>火入許可証</u>」という。）を交付するものとする。</p> <p data-bbox="807 392 1433 539">2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。</p> <p data-bbox="807 618 1112 651">第5条～第8条 (略)</p> <p data-bbox="852 734 1126 768"><u>(火入許可証の返納)</u></p> <p data-bbox="807 792 1433 994">第9条 <u>火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。</u></p> <p data-bbox="807 1077 1112 1111">第10条～第13条 (略)</p> <p data-bbox="852 1193 1053 1227">(火入れの中止)</p> <p data-bbox="807 1252 1433 1453">第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p data-bbox="807 1480 1433 1742">2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには</u>、速やかに消火しなければならない。</p> <p data-bbox="807 1823 1112 1856">第15条・第16条 (略)</p>

改正後	改正前
は、規則で定める。	

様式第1号（第2条関係）

火入許可申請書

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

次のように火入れを行いたいので許可されたく「下呂市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。

火 入 地	所在地	
	所有者 (管理者)	
	地種区分	保安林 ()、普通林、原野、その他 ()
	所有区分	国有地 ()、公有地 ()、私有地
	面積	総面積 _____ ha
火入れ期間		_____年 月 日～ _____年 月 日 (_____日間)
火入れ目的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火入れ方法		
防 火 体 制	火入従事者	_____男 人、_____女 人、計 _____人
	防火帯	延長 _____ m、幅員 _____ m
	器具	鋸、鉋、鎌、スコップ、火たたき、チェーンソー、水のう付手動ポンプ
火入責任者		
備考	(添付書類 通)	

(注)

- 1 保安林の () の中には保安林種を記入
- 2 その他の () には土地現況を記入
- 3 所有区分の () には所有形態の細分 (部分林、部落有林、社寺有林等) を記入

様式第2号（第4条関係）

火 入 許 可 証

年 月 日

許可番号 号

申請人 様

下呂市長 印

月 日付け申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。

火 入 場 所	
面 積	総面積 ha
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日（日間）
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市火入れに関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

気象庁が使用する基準に合わせて文言を訂正するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 申請方法等の詳細な手続き及び様式を規則に委任します。

(第2条、改正前第4条、改正前第9条、第15条、様式第1号、様式第2号関係)

(2) 気象庁の基準に準じ、文言を改めます。

(第12条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

議第 85 号

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員等公務災害補償条例(平成16年下呂市条例第151号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)</p> <p>第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、<u>地盤の液状化</u>その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発、その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助、その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50(傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障がいに係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障がいに係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障がいに係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障がいに係るものにあつては、100分の45)を乗じて得た額を加算した額とし第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額(第16条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額を控除した額)とする。</p>	<p>(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)</p> <p>第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発、その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助、その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50(傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障がいに係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障がいに係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障がいに係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障がいに係るものにあつては、100分の45)を乗じて得た額を加算した額とし第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額(第16条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額を控除した額)とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
要綱

1. 改正理由

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 災害の定義において、異常な自然現象の例示として「地盤の液状化」を追加します。

（第 18 条の 2 関係）

（2） この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）

令和6年度下呂市一般会計及び特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度下呂市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和7年9月2日提出

下呂市長 山内 登

- 認第1号 令和6年度下呂市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 認第3号 令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 認第5号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 認第6号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 認第7号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について

令和6年度下呂市公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度下呂市公営企業会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和7年9月2日提出

下呂市長 山 内 登

認第9号 令和6年度下呂市水道事業会計決算の認定について

認第10号 令和6年度下呂市下水道事業会計決算の認定について

認第11号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について

認第12号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について